

令和7年第6回金沢市農業委員会総会

議 事 錄

1 日 時 令和7年6月25日（水）午後3時～午後4時

2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室

3 議 件 「令和7年第6回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり

4 出 席 者 別紙のとおり
(農業委員16名、農地利用最適化推進委員9名、
事務局3名)

5 議 事 別紙のとおり

令和7年第6回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	中田 久志	○	8	福井 伸一	○	15	奥村 明義	○
2	井口 栄市	○	9	田辺 善郎	×	16	北本 久一	○
3	東 穂	×	10	松平 裕喜	○	17	鮎岡 裕	○
4	東中 守	○	11	庄田 純一	○	18	小林 博紀	○
5	新田 涼子	○	12	下村 繁之	○	19	川端 満	○
6	山口 範子	○	13	五坊 隆一	×			出席 16名
7	二口 和忠	○	14	山川 叔枝	○			欠席 3名
								計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	山下 一	○	5	北山 新一	○	9	吉本 尚紀	○
2	高村 雅一	○	6	山村 哲夫	○			出席 9名
3	山岸 良一	○	7	中村 義昭	○			欠席 名
14	堀越 一彦	○	8	菊知 亮	○			計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職		氏名・役職		氏名・役職
1	大井川事務局長		3	畠山係長	
2	山口事務局次長				

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和7年第6回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくお願いします。</p>
会長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ16名であります。</p> <p>よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、吉本委員と、中田委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われますがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)

会長	ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副会長、議長をお願いします。
川端副会長	円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、お手元の議案書をご覧ください。 最初に、令和7年第5回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。
事務局	令和7年第5回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。 農地法第3条許可申請5件については、5月26日付で許可書を交付しております。 非農地証明願3件については、5月26日付で証明書を交付しております。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、議案審議に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 議案書は1ページです。 今回、額地区、川北地区、小坂地区、金浦地区各1件、合計4件の申請がありました。 番号1は、馬替、番号2は木越町、番号3は宮保町、番号4は中山町の案件で、いずれも経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。 なお番号2に関しては、所有者からあっせんの申出を受

	<p>け、金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づき、庄田委員をあっせん委員として指名し、適正にあっせん活動を行った上で当該申請に至ったものです。売買が成立した際には、同基準に基づいてあっせん調書を作成し、後日総会で報告いたします。</p> <p>申請地の現況は田または畠であり、譲受人の耕作状況等についても問題ありません。</p> <p>以上、4件で、面積は合計 2,446 m²です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、関連がありますので、一括して上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>まず、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は2ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、川北地区から2件の申請がありました。</p>

番号1は、東蚊爪町の案件で、自己住宅への転用申請です。農地の区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の規模の一団の農地区域内にあることから第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置される住宅であることから許可相当であると考えます。

番号2は、東蚊爪町の案件で、公衆用道路への転用申請です。

農地の区分は、上下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で500m以内に大浦保育園と東蚊爪町ふれあい公園があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。

なお、現地はすでに公衆用道路として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。

以上、2件で、面積は合計609m²です。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。

議案書は3ページです。地図と併せてご覧ください。

今回、潟津地区から1件、小坂（千坂）地区から1件、合計2件の申請がありました。番号1は大河端町の案件で、分家住宅への転用申請です。

農地の区分は、北陸鉄道浅野川線大河端駅から300m以内にあることから、第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。

番号2は、荒屋町の案件で、分家住宅への転用申請です。

農地の区分は、上下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で500m以内に荒屋八幡公園とあおば歯科クリニックがあることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。

以上、2件で、面積は合計569m²です。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、高村委員から調査結果をご報告願います。
高村委員	6月18日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。
川端副会長	ありがとうございました。 続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います
事務局	地区担当委員の庄田委員、北山委員、奥村委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。
川端副会長	それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。 次に、議案第4号 非農地証明願について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第4号 非農地証明願について、ご説明いたします。 議案書は4ページです。 今回、内川地区から1件、金浦地区から2件、花園地区から4件、合計7件の申請がありました。 番号1は、 <small>やまごまち</small> 山川町の案件で、間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難である

	<p>ことから申請があつたものです。</p> <p>番号2、3は中山町の案件で、山間地等にある農地が长期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があつたものです。</p> <p>番号4から7は、加賀朝日町の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があつたものです。</p> <p>以上、7件で、面積は3,522.12m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第1号及び第2号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は8ページから14ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が3件で、面積は合計826m²、第5条が20件で、面積は合計6,765m²です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関し

	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は15ページです。 届出件数は5件、解約理由は契約内容見直しのため、売却のため、耕作者死亡のためで、面積は合計13,711m ² です。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は18ページから20ページです。 届出件数は6件で、面積は合計14,170m ² 、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。 慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。 それでは、これにて議長を交替いたします。
会長	川端副会長、どうもありがとうございました。

	<p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと 思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議案第5号 令和6年度最適化活動の点検・評 価等について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 令和6年度最適化活動の点検・評価等につい て、ご説明いたします。</p> <p>議案書は、1ページから7ページです。</p> <p>本件は、農業委員会等に関する法律第37条及び同法律施 行規則第15条に基づき、令和6年度の農業委員会における 農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況につい て、金沢市農業委員会が、石川県へ報告のうえ公表する必要 があることから、お諮りするものです。4月の総会では、令 和7年度の目標設定等についてお諮りしましたが、今回の総 会では、令和6年度における最適化活動の実施状況及び目標 に対する達成状況について、お諮りいたします。</p> <p>2ページは、令和6年4月1日現在の農業委員会の状況につ きまして記載しておりますので、内容については議案書でのご確認をお願いいたします。</p> <p>3ページからは、最適化活動の実施状況について記載して おります。</p> <p>まずは、「農業委員会の実績及び点検・評価結果」のうち、 「1 最適化活動の成果目標」についてです。</p> <p>「(1) 農地の集積」は、担い手への農地の利用集積・集約 化に関するものです。令和6年度の集積面積は、目標の 1,860haに対し、実績は1,863haで、100.6%の達成率とな り、農業委員会の点検結果は、議案書に記載のとおりといた しました。</p> <p>続く「(2) 遊休農地の発生防止・解消」は、令和3年度の</p>

利用状況調査における緑区分の遊休農地 2.4ha を 5 年間で解消するとともに、令和 5 年度に新規発生した緑区分の遊休農地 1.7ha を令和 6 年度中に解消するというものです。令和 3 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地に関する令和 5 年度の解消面積は、目標の 0.5ha に対し実績は 0.5ha で、98.1% の達成率となりました。また、令和 5 年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消面積は、目標の 1.7ha に対し実績は 0.1ha でした。以上の結果を踏まえ、農業委員会の点検は、議案書に記載のとおりといたしました。

4 ページの「(3) 新規参入の促進」は、新規参入者への貸付等について農地所有者から同意を得るというものです。令和 5 年度に同意を得た農地面積は、目標の 2.8ha に対し、実績は 14.5ha で、524.2% の達成率となり、農業委員会の点検結果としましては、議案書に記載のとおりといたしました。

次に、5 ページの「2 最適化活動の活動目標」についてです。

「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」について、1 人当たりの活動日数を 1 か月当たり 14 日としております。

「(2) 活動強化月間の設定目標」について、令和 6 年度の活動強化月間の設定回数は、目標の 3 回に対し、実績は 3 回でした。内容は、8 ~ 9 月に実施した目標地図の素案作成のための農地所有者等への意向把握と、3 月に実施した戸別訪問等による農地利用意向調査書の配布・回収となります。

6 ページの「(3) 新規参入相談会への参加目標」については、令和 6 年度の新規参入相談会への参加回数は、目標の 1 回に対し、実績は 1 回で、開催時期、相談会名等につきましては、議案書に記載のとおりです。

次に、頁中程より下に記載の「目標の達成状況の評語」についてご説明いたします。

これは、農業委員会全体の最適化活動の成果目標及び活動目標の達成状況について、令和 4 年 2 月 26 日付け農林水産

	<p>省経営局の通知に基づく評語を記載するものです。</p> <p>令和6年度における農業委員会全体の最適化活動の目標項目ごとに達成状況に応じた点数の合計点から、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」との評語を記載しております。</p> <p>続きまして、「推進委員等の点検・評価結果」についてご説明いたします。</p> <p>これは、委員ごとの最適化活動の成果目標及び活動目標の達成状況について、当該通知に基づき、各委員の最適化活動の目標項目ごとに達成状況に応じた点数の合計点に対応する評語別に、人数を集計し記載するものです。</p> <p>集計の結果、全委員が「目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」との評語を記載しております。</p> <p>続いて、7ページにつきましては、農業委員会における事務の実施状況について記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
会長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 令和6年度最適化活動の点検・評価等については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号 令和7年度「農業政策に関する提案」への要望等について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>

事務局	<p>議案第6号 令和7年度「農業政策に関する提案」への要望等についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、8ページです。</p> <p>本件は、一般社団法人石川県農業会議が政策提案として作成する際の県内農業委員会への意見の聴き取りに対して、本委員会としての要望（案）についてお諮りするものです。</p> <p>参考に、別紙資料として、石川県農業会議から送付があつた、令和7年度全国農業委員会会長大会の政策提案である「改正基本法、基本計画における政策の実践に向けた提案（案）ポイント」を添付しました。</p> <p>本委員会からは、まず、「コメの安定供給確保について」を1つ目の要望（案）とさせていただきます。昨今の米価高騰問題について、将来にわたりコメが安定供給されるよう、また生産者が安心して農業経営ができるよう、実効性のある農業政策及び支援を多面的に実施するよう要望します。</p> <p>2つ目の要望（案）は「農業委員会組織の予算確保について」とさせていただきます。</p> <p>これは、農地利用の最適化をより推進するため、農業委員会交付金、農地利用最適化交付金、機構集積支援事業費交付金について、柔軟な執行を可能とし、配分根拠の明示化を要望するものです。併せて、委員活動の効率性・正確性向上のため、タブレット端末の1人1台体制実現を要望します。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。</p>
	<p>（質問なし）</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 令和7年度「農業政策に関する提案」への要望等について、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声)
小林副会長	ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおりに決定いたします。 以上で、農政部門の予定の案件は終了いたしました。 委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。
会長	小林副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。 事務局、説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会長	それでは最後に、6月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦労様でした。以上で、散会といたします。